

会長	事務局長	係

供覧のうえ、HPに公開してよろしいか伺います。

平成28年度

第 9 回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

平成28年12月20日（火）

佐々町農業委員会

平成28年12月 第9回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

1. 招集年月日 平成28年12月20日（火）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 別館会議室

3. 開 会 平成28年12月20日（火）午後1時30分

4. 出席委員（13名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	福田 喜義 君	6	池田 邦義 君
7	平田 康範 君	8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君
10	山下 義信 君	11	筒井 浩一 君	12	坂口 隆英 君
13	橋本 義雄 君				

5. 欠席委員（0名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 2	坂口 隆英 君	1 3	橋本 義雄 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 審議事項

第 3 4 号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第 3 5 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 6 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 7 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書について

第 3 8 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書について

第 3 9 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書について

(3) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

② 1 月定例会の日程について

③ その他

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。少し早いですけども、皆さんお揃いですので始めさせていただきます。まず初めに、1 2 月の定例議会で農業委員さんと、農地利用最適化推進委員さんの定数条例、報酬の改正条例ですが無事に通りましたので皆さんにご報告をさせていただきます。その条例と合わせて、規則の方も今日付けで同時に公布されております。三名の議員さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。では、只今から平成 2 8 年度 第 9 回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。それでは初めに、吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）皆さん、こんにちは。今年も残すところあと 1 0 日余りとなりました。

今年を振り返れば、1月には大雪があり、4月は熊本地震、豪雨災害。また、予想もしないような台風が進路を通った災害というのもあり、近くでは東北でも地震がありました。幸いにして佐々町では大きな被害に遭うこともなく過ごせたことは、いいことではなかったかと思います。先ほど事務局からありました通り、農業委員会制度改革が行われ、佐々町においても条例が策定されました。年明けには早速その条例にのっとり新しい制度の下の方針が行われ、新しい委員さんが決まっていくものと思われます。皆さま方におかれましてもスムーズに新しい制度に移行ができますよう、お力添えをいただき新しい体制ができればと思っております。本日も議事がスムーズに進行しますようよろしくお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号12番 坂口委員、議席番号13番 橋本委員を指名しますので、よろしくお願いします。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）審議事項に入ります。第34号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）と、第35号議案 農地法第3条の規定による許可申請書についてですが、新規で農地を取得される案件になっておりまして、合わせて5反ということで関連がありますので、一括で上程したいと思いますのでよろしいでしょうか。

（ はい。 ）では、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。第34号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について。利用権設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。2ページをお開きください。こちらが新規での農用地利用集積計画になります。貸し手農家 佐々町 ●● ●●。借り手農家 佐世保市 ○○ ○○。土地の所在 皆

瀬免字上ノ谷。地目 畑。面積 4 1 9 m²。借り手農家の耕作面積は、今現在はあり
ません。権利の種類は使用貸借。区域区分は農用地。今回の設定内容は無償で10年とな
っております。4ページをお開きください。第35号議案の朗読説明をいたします。農
地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人 佐々町□□免 ○○
○○。譲受人 佐世保市 ●● ●●。農地の所在 皆瀬免字上ノ谷。地目 台帳・現
況ともに畑。面積150 m²。同じく上ノ谷 台帳・現況ともに畑。169 m²。同じく上
ノ谷 台帳・現況ともに畑。408 m²。同じく上ノ谷 台帳・現況ともに畑。418 m²。
字園山 台帳・現況ともに畑。307 m²。同じく園山 台帳・現況ともに畑。968 m²。
同じく園山 台帳・現況ともに畑。617 m²。同じく園山 台帳・現況ともに畑。1,
702 m²。耕作者は○○ ○○さんです。申請の理由 贈与による所有権移転を行うた
め。経営面積 譲渡人 畑4,739 m²。これがすべてになります。譲受人は今のとこ
ろゼロです。譲受人の稼働人員は2人です。5ページをお開きください。申請書の写し
になりますが、譲渡人の○○ ○○さんからしましたら、譲受人の●● ●●さんは甥
御さんになられまして、○○ ○○さんの方が地元を離れて、子供さんのいらっしゃる
所に移って行かれるということで、農地と自宅もすべてこの方に譲って行かれるとい
うことで、贈与による無償での所有権移転です。6ページが先ほど読み上げました対象の
農地になります。7ページからが土地の登記簿謄本を添付しております。15ページで
すけども譲受人の現在の耕作面積ですけどもゼロとなっております。16ページが、譲
受人が権利取得後の面積になりますけども、3条取得後の面積が合計で4,739 m²。
先に説明しました34号議案の利用権設定で、こちらは使用貸借で借りられる予定で、
面積が419 m²となっておりますので、それと合わせまして5,158 m²となりまして、
下限面積の5,000 m²に達しているということで新規で農地を取得するという形にな
っております。農機具ですけども、すでに所有しておられるものとして軽トラック。そ
の他は○○ ○○さんの方から譲られるということで、テレー、管理機、噴霧器、草
刈り機等をすべて譲受けられて管理していかれるということです。自宅から農地までの
距離が約3kmということです。17ページですが、主に耕作をされる方が●● ●●さ
ん。年齢46歳。主たる職業として現在建設業を営まれております。権利取得者との関
係は本人。農地を取得された後は一年を通して管理していかれるということです。お仕
事をされながらですけども管理していかれるということで伺っております。事務局の説
明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。13番。

13番（橋本 義雄君）13番。ただ今、事務局から説明がありましたけども、〇〇 〇〇さんの息子さんが福岡の方におられまして、これが財産はいらないということで、〇〇 〇〇さんの弟さんの子供さんに譲っていくということで、荒かしていつてはいけないんだよということで話をしております。弟さんもちょうちよく家の方に来るということと、中川 充さんも寂しいので月に1、2回は来てみるということで、土地は荒らさないようにしていきますということでした。補足説明として足りない分は大瀬 清司委員の方から何かあればお願いします。以上です。

議長（吉野 裕君）では、9番。

9番（大瀬 清司君）9番。事務局からご説明がありましたように、面積が少し足りないということで、親戚の●● ●●さんの農地がすぐ近くにありますのでそれを10年間借りるということで要件を満たすということでございます。橋本委員が仰ったように、今、建設業をされておりますので、野菜等すぐに作るということとはできないけども、ちゃんと管理をしていくということでございましたので、ご報告させていただきます。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。3番。

3番（濱野 努君）3番。確認です。農用地でしたか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。申し訳ありません。農業振興地域外でした。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので、採決を行います。第34号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）の採決を行います。賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数ということで許可することといたします。続きまして、第35号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について、採決を行います。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数ですので、許可することといたします。次に第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。18ページをお開きください。第36号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請書について。申請人 貸人 佐世保市 ●● ●●。借人 佐々町本田原免168番地2 佐々町長 古庄 剛。農地の所在 羽須和免字大宮原。地目 台帳 田、現況 畑。面積1,345㎡。耕作者 佐々町地域包括支援センター。申請の理由 佐々町地域包括支援センターでの介護予防事業のため。

今回、使用貸借期間の延長で出ております。貸人の経営面積ですが田が2,856㎡、畑631㎡、計3,487㎡となっております。19ページをお開きください。3条の使用貸借による権利の設定を2年間ということで出ております。佐々町の地域包括支援センターで行っている農作業クラブでの事業で活用されている土地になります。20ページが土地の全部事項証明書です。21ページに介護事業についてということで事業の概要を付けております。平成27年度の実績として、開催回数75回、延べ人数280人が参加されているということです。今回また、●●さんの方と町の方とで話し合いをされておりまして、2年間の貸借について承諾を得ているということで3条の申請が出ております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。6番。

6番（池田 邦義君）6番。今、事務局から説明がありましたように、今までがずっと荒廃地だったんですよね。それで包括支援センターの方で野菜等を作られているということで、私もよく見ますけども良く管理されております。それから、隣に△△さんのハウスがあるんですけども、その排水をもう少しどうにかすれば、包括支援センターが使用される分にもスムーズにできるんじゃないかなと思いました。以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問などありませんか。よろしいですか。

（ はい ）それでは採決を取りたいと思います。第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数ですので、許可することといたします。次に、第37号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子）事務局。22ページをお開きください。第37号議案の朗読説明をいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請について。申請人 佐々町□□免 ●●●●。農地の所在 平野免字平野原。地目 台帳・現況ともに畑。面積1,967㎡。転用の目的 太陽光発電設備。施設 0.265kwの140枚で37.1kwということです。耕作者は●●●●。申請の理由 太陽光発電設備を設置し、売電を行うため。23ページに許可申請書の写しを付けております。一番下のその他参考となるべき事項というところに記載をしてありますが、現在、隣の雑種地で太陽光発電をしております。その分で、すでに九州電力と契約し売電を行っており、その増設であるため、九州電力へ申し込みや負担金請求は発生せず、変更認定申請だけで行えるということで

した。24ページに土地の全部事項証明書、25ページに位置図を添付しております。26ページが付近状況図です。場所ですが、役場から行きますと、千本公園に上っていく道の途中の、昔、吉良商店があった所を鋭角に入って行かまして、道なりに上っていった所の途中になるんですけども、水色で囲んでいるところが太陽光パネル設置済みの雑種地になります。そのすぐ横の農地が今回の申請地になります。27ページが現況写真です。現在、耕作はされておられません。28ページが地籍図になります。29ページが事業計画書になります。今、太陽光発電のあるところのすぐ横に増設をするということで記載されております。30ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としましては、現状のまま利用する。被害防除措置としましては太陽光のまわりに防護柵を設けるということです。排水計画としまして、雨水排水は自然流下。下はコンクリート舗装とか、シートを張ったりとかはせずにそのままの状態を使用するということです。31ページに土地利用計画図、平面図を付けております。黄色で囲んであるところが今回の申請地になりまして、農地の周りに管理道路ということで道路を設備されまして、太陽光発電の周りにはフェンスを設備されるということです。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。11番。

11番（筒井 浩一君）11番。先日、事務局と見てきたんですが、この畑は以前、牛を飼っておられて飼料を作っておられたんですが、牛をやめられた後は野菜を作っておられました。最近では草が生えた状態で、この間、草払いをされていたところ聞いてみましたら、今度は太陽光発電をするということで言われてましたので見てきました。問題としては特に、下に従来からの太陽光発電をしておられるので、そこに繋ぐということで問題はないかと思います。申請地の上の畑も●● ●●さんの畑となっておりますので、何ら問題はないかと思います。以上です。よろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご意見、ご質問はありませんか。7番。

7番（平田 康範君）7番。23ページに負担金請求は発生せずとありますのでこれについては問題ないかと思いますが、発電の変更が発生しますよね。となると、これはどこが発行するのか分かりませんが、●●さんがされたかも分かりませんが、再生可能発電変更認定というものが来るはずなんですよ。認定されたかどうか、確認しようがないんですけども、確認書は取ってなかったんですか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。確認したところ、この増設の場合は変更認定申請を、経済産

業省の方に今しておられます。その写しは頂いております。議案書に写しは添付してありません。まだ、変更認定というのは九電さんの方から来ていないんですけども、変更しましたという届出を九電さんの方にすればいいということで、九電さんの方にも確認をしております。以上です。

議長（吉野 裕君） 8 番。

8 番（湯村 速雄君） 8 番。架台の高さとかは、農地のままでいいとか地目を変更しなければならないとかという制度はありますか。下に栽培できれば農地のままでいいとか、構造とか、太陽光発電の用地となった時、ワイヤーメッシュが張ってあった場合の、メッシュの撤去とかそういったことも絡んでくるんでしょうか。

議長（吉野 裕君） 事務局。

書記（山田 奈津子君） 事務局。まず、ワイヤーメッシュの件ですが産業経済課にも確認したんですけども、これは事業で取り組んでいるメッシュではありませんでした。個人で付けておられるので、特に影響はありません。それと、太陽光発電ですけども通常の 1.2 m の高さで取り付けられますので、これは地目も雑種地扱いになります。湯村委員さんが仰ったような、1.何メートルの高さで下に耕作をしながらということですけども、営農型の発電は、転用せずに農地として耕作をしながら、収量が落ちないようにとか厳しい制限があるんですけども、それとは違って今回は、農地の転用での申請となっております。

議長（吉野 裕君） 他にございませんか。6 番。

6 番（池田 邦義君） 6 番。事務局にお尋ねします。今、売電はどのくらいなんですか。以前からしたらかなり下がっているという噂を聞きましたけども。今、どれくらいで売られているのかなと思いました。

議長（吉野 裕君） 事務局。

書記（山田 奈津子君） 事務局。申請にあたって、ソーラーの業者さんに参考程度にお聞きしたんですけども、増設の場合は、今、設置している太陽光発電と同じ金額で、38 円なら 38 円が残った期間までは、電力会社から買取してもらえます。契約期間を過ぎたら、その時の価格での買い取りになるので下がるそうです。今回は最初の契約の金額でできるということでした。今現在の価格は 28 円と仰ったと思います。以上です。

（ 私語あり ）

議長（吉野 裕君） 他にありませんか。それでは、採決を行います。第 27 号議案 農地法第

4条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。次に、第38号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。32ページをお開きください。第38号議案の朗読説明をいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請について。申請人 佐々町□□免●● ●●。農地の所在 古川免字海士見崎。地目 台帳 畑、現況 雑種地。面積89㎡。転用の目的 駐車場用地。施設 車庫1棟 15㎡。物置1棟 10㎡。耕作者はなし。申請の理由 自家用車車庫及び物置小屋を必要としたため。備考欄にも書いてありますけども、地目が現況 雑種地と申しましたように、これは違反転用案件になりまして、追認許可の申請になります。33ページをお開きください。農地法4条の許可申請書の写しになります。転用の申請としましては、通常の転用申請と同じ用紙になります。34ページに土地の全部事項証明書、35ページに位置図、36ページに付近状況図を付けておりますが、場所ですが川沿いの細い道脇になります。37ページに現況写真を付けております。道脇のコンクリート舗装されているところと、車庫と物置小屋の建っているところが今回の申請地になります。もうすでに転用されている箇所になります。38ページに地籍図を付けております。ピンク色で囲っているところが申請地になります。隣は畑となっておりますけども、家庭菜園のような小さな畑と、周りはすべて宅地となっているような状況です。39ページに駐車場の利用計画書を付けておりますけども、申請面積は89㎡、駐車可能台数は3台置けるということです。40ページが被害防除計画書ですけども、もうすでに工事がしてあるんですが、砂利を埋め、表面をセメントで舗装してあるということと、隣接農地とは段差をつけ、直接雨水が浸水しないような措置をとっているということでした。車庫と物置小屋の高さが2.5m程度ということですが、隣接農地の所有者とは話はきちんと済んでいますということで聞いております。雨水排水等は前面の道路側溝へ流すということで、汚水、生活雑排水はないということで聞いております。41ページが物置小屋と車庫の配置図で、こういった形で置いておられます。42ページが隣接農地所有者の承諾書を付けておられます。43ページが転用履歴証明書ということで、平成7年10月ごろに砂利を入れて既製品の車庫を置きましたということです。平成19年8月ごろに裏側の災害防止でセメント工事をした時に一緒にセメント舗装をしたということです。証明者は隣の川内野さんから

いただいております。44ページは申請人から顛末書が出ております。主題の件につきまして、登記地目 畑 を転用申請することなく、自家用車の車庫及び物置小屋に転用いたしました。当方、農地転用にかかわる諸事の理解欠如で農業委員会殿にご迷惑をおかけいたしました事、深くお詫び申し上げます。今後このような事のないことを申し上げ、何卒 事後処理をよろしくお願い申し上げますということで出ております。今回の申請は、相談がありまして県の方に違反転用の連絡票というものを送っております。そして、昨日、県の方から回答が届いたんですけども12月16日付けで、今回の違反転用案件に関しまして、20年以上経っているというのがこの転用履歴証明書の方で確認できるということと、周りの農地に特に迷惑をかけたり被害を及ぼしたりしていないということで、簡易手続き相当ということで県の方から回答を得ております。ですので、今回、通常の4条申請に関しまして審査をしていただき、当時、きちんと申請が出ていたら許可できたかどうかというところの審議をしていただいて、それを県に進達するような運びとなります。よろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。10番。

10番（山下 義信君）10番。私にも、先月の終わりごろでしたか、ご本人さんからお話がありました。平成7年ごろに本人さんがこのようにしたいということをその当時の、古川・志方の担当の農業委員さんに話されていたそうなんですけども、それでいいだろうということで工事を行ったということで仰っておりました。隣接地の地権者の方もほとんど親戚の方ばかりで、日照権の侵害とか他に迷惑なものはないということで、今日も地権者の方とお話してきました。約20年間、迷惑がかかるようなことは何もないと仰っておりましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問のあらわれる方はいらっしゃいませんか。
2番。

2番（藤永 九市君）2番。この件については四役会の時にも十分話をしたんですけども、違反転用ということですから、去年は皆さんもご承知の通り、木場の方で牛舎の違反転用ということで非常に迷惑をかけた例があります。これについては見えないところで気づかなかったというところでもありますけども、農業委員の責任も問われるところであると思うんですね。去年のことについては私もお詫びをしながら申し訳なかったという気持ちで、気づかなかった点を認めたわけですけども、今回は20年も経過している、山下委員が仰るように当時の農業委員さんに言ってあった。そうであれば、当時の農業

委員さんが農業委員会に届け出て適切な処理をしていればこういうことはなかったわけですね。ということは農業委員さんにも責任があるということと、長年、誰もが気づかなかったというところを見ると、農業委員さんですけれども、農業委員会の事務局としても責任がないとは言えないですね。こういうことは出てきて初めてわかるものですから、我々農業委員としては、常日頃、見回しておくということが必要になるということ、今回の件で反省するところではないかと思いますので、今後もこういうことが出てくる可能性がありますので、今回の例を一つの教訓としてお互いがそういうことに自覚してほしいなと思いましたので、あえて申し上げました。以上です。

議長（吉野 裕君）他にございませんか。なければ採決を行います。第38号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。では、次に移ります。第39号議案の案件ですが、小浦地区の案件で私が説明をしなければなりませんので議長を交代させていただきます。暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 2時07分）

（会議再開 午後 2時10分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。第39号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

書記（山田 奈津子君）事務局。45ページをお開きください。第39号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について。申請人 譲受人 佐々町□□免 ●●●●。譲渡人 佐々町□□免 ○○ ○○。農地の所在 小浦免字丸山。地目 台帳 田、現況 休耕地。面積 264㎡。転用の目的 住宅用地。施設 住宅1棟 123.17㎡。耕作者 なし。申請の理由 将来、両親と同居するため住宅用地を探していたがなかなか見つからず、叔父に相談し申請地を分筆し、譲渡してもらうことにしたものである。○○ ○○さんの甥っ子さんにあたられます。46ページが申請書の写しになります。申請地は譲渡してもらうと記入してありますが、内容は売買による所有権移転ということです。47ページが土地の全部事項証明書、48ページが位置図、49ページが付近状況図となっております。場所ですが、福増米穀店さんの手前に当たるところですね。○○ ○○さんのお宅のすぐ隣の農地になります。50ページが現況写真です。51ページが地籍図になります。もともと5-15という農地が一筆だった所を分筆して5-61になっております。52ページが被害防除計画書です。土地の造成計画とし

まして、0.5 mから1.0 mの盛土を行う。また、擁壁を設ける。申請地と隣接地の境界部分にコンクリート擁壁を設置し盛土部分の土砂が隣接地に流出しないように留意する。建物の高さを6.5 m程度に加減する。建物は木造平屋建てになっております。雨水排水に関しては水路放流。汚水・生活雑排水は下水道に放流されます。前面の道路に下水が通っております。53ページが建物の配置図です。54ページが平面図になっております。事務局からは以上です。

議長（藤永 九市君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。1番。

1番（吉野 裕君）1番。場所については、〇〇 〇〇さんのお宅の隣の田んぼです。ここは水利がなくなっていて、田んぼとして利用するには難しいところです。写真では電柱とか、カーブミラーが申請地に入っているように見えますが、奥の残地に入る通路に立っているのも申請地内ではありません。雨水排水も全面道路に繋ぐようになっています。周りが耕作されていない関係もありますが、残地には雨水等入らないように擁壁を設けて盛土をして建設をされます。みなさんご審議のほどよろしくお願いします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これより審議に入ります。この件に関しまして、何か質問等ございませんか。8番。

8番（湯村 速雄君）8番。申請地の裏の農地に行く進入路があるんですけど、道幅はどのくらいありますか。

（ 私語あり ）

議長（藤永 九市君）暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 2時17分 ）

（ 会議再開 午後 2時21分 ）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。確認してきましたところ、間口の広いところは4.5 m、進入路となっていますところが2.5 mでした。

議長（藤永 九市君）8番委員さんよろしいでしょうか。

（ はい ）他にこの件につきまして何かございませんでしょうか。ないようですのでこの件につきまして採決を行います。第39号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。ご協議ありがとうございました。これを

もちまして議長を交代いたします。暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時23分)

(会議再開 午後 2時24分)

議長(吉野 裕君) 会を再開いたします。日程(5) その他に移ります。事務局の説明をお願いします。事務局。

書記(山田 奈津子君) 事務局。その他です。①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきましては、引き続き皆さんと一緒に努力していききたいと思います。そして、1月の定例会の日程ですけども、25日が水曜日となっておりますが、皆さんいかがでしょうか。それでは1月25日の水曜日、時間も午後1時半からと決めさせていただきたいと思います。その他ですが、本当は資料を用意してご説明したかったんですが、下限面積ですね、佐々町は農地法通りの5000㎡で設定しております。本来であれば、下限面積はそこその農業委員会で話をして、適当な下限面積があれば独自で決めていいようになっております。県内を見ても3反とか1反とか、一番小さいところでも離島ですけども5畝というところがあります。農地利用の最適化に向けて、新規参入の促進にも影響してきますので、話していききたいなと思っておりますのでちょっと頭に入れておいていただきたいと思います。また、資料を用意して検討していききたいなと思っておりますのでよろしくお願いします。事務局からは以上です。

議長(吉野 裕君) 少し休憩を取りまして、下限面積について皆さんの意見を伺いたいと思います。暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時27分)

(会議再開 午後 3時18分)

議長(吉野 裕君) 会を再開いたします。先ほどの下限面積に関しては要領も資料を取り寄せて、今後どうしたらいいかということ話を合って、次か、その次ぐらいで大方の方向を決めていききたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは、本日の総会はこれで終了させていただきます。皆さん、大変お疲れさまでした。

(閉 会 午後 3 時 1 9 分)

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員